

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A－2 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機器について述べたものである。電波法（第33条及び第35条）及び電波法施行規則（第28条の4及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備には、総務省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、送信設備及び受信設備の機器、

A

 の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。
- ② 義務船舶局等(注)の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(3)までに掲げる措置のうち一又は二の措置を執らなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

(1) 予備設備を備えること。

(2) その船舶の入港中に定期に点検を行い、並びに

B

 に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。

(3) その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。

③ ②により、義務船舶局等の無線設備について執らなければならない措置は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 旅客船又は総トン数

C

 トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備については、②の措置のうち

D

(2) (1)以外の義務船舶局等の無線設備については、②の措置のうち一の措置

④ ②のただし書の総務省令で定める無線設備は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) A1海域のみを航行する船舶並びにA1海域及びA2海域のみを航行する船舶（旅客船を除く。）であって、国際航海に従事しないものの義務船舶局等の無線設備

(2) その他総務大臣が別に告示する無線設備

A	B	C	D
1 遭難自動通報設備	停泊港	300	二の措置
2 遭難自動通報設備	特定港	500	一又は二の措置
3 船舶自動識別装置	停泊港	500	二の措置
4 船舶自動識別装置	特定港	300	一又は二の措置

(XY/YY/ZY209－1)

A－3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条、第18条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であつて総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- 注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の C に合致するものでなければならない。
- ③ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 D 無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ④ ③の規定に違反して無線設備を運用した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 通信事項	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準	許可に係る
2 運用許容時間	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	技術基準（第3章に定めるものに限る。）	当該無線局の
3 運用許容時間	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準	当該無線局の
4 通信事項	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準（第3章に定めるものに限る。）	許可に係る

A－4 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる B を傍受してその C を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ D がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 特定の相手方に対して	無線通信	存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者
2 特定の周波数を使用して	暗語による無線通信	存在若しくは内容	無線局の免許人
3 特定の周波数を使用して	無線通信	個人情報	無線通信の業務に従事する者
4 特定の相手方に対して	暗語による無線通信	個人情報	無線局の免許人

A－5 遭難通信責任者に関する次の記述のうち、電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものを次の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者として、総務省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- 2 電波法第50条（遭難通信責任者の配置等）第1項の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
 - (2) 第二級海上無線通信士
 - (3) 第三級海上無線通信士
- 3 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、電波法施行規則第35条の2（遭難通信責任者の要件）第1項各号の順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。
- 4 遭難通信責任者は当該無線局に選任されている無線従事者のうち、総務大臣が別に定める業務経歴を有し、かつ、主任無線従事者として選任されている者とする。
- 5 船舶の責任者は遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A－6 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第69条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命令することができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－7 無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに、その発射の前に行うべきことに関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条及び第39条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において、他の無線局が重要無線通信を行っていないことをあらかじめ確かめておかなければならない。
- 2 無線局は、発射しようとする電波の空中線電力が最適な値となるよう送信機の出力をあらかじめ調整しておかなければならない。
- 3 無線局は、自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 4 無線局は、擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の質をあらかじめ確かめておかなければならない。
- 5 無線局は、自局の発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかなければならない。

A－8 次の記述は、船舶局の閉局の制限について述べたものである。無線局運用規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局は、次の(1)及び(2)に掲げる通信の終了前に閉局してはならない。

- (1) A 及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信（これらの通信が遠方で行われている場合等であつて B と認めるものを除く。）
- (2) 通信可能の範囲内にある C から受信し又はこれに送信するすべての通報の送受のための通信（空間の状態その他の事情によってその通信を継続することができない場合のものを除く。）

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信、安全通信	当該通信が良好に行われるようになった	海岸局及び船舶局
2 遭難通信、緊急通信	自局に関係がない	海岸局
3 遭難通信、緊急通信	自局に関係がない	海岸局及び船舶局
4 遭難通信、緊急通信、安全通信	当該通信が良好に行われるようになった	海岸局
5 遭難通信、緊急通信、安全通信	自局に関係がない	海岸局及び船舶局

A－9 船舶局において156.8MHzの周波数の電波の使用を認められる場合に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
- 2 呼出し又は応答を行う場合
- 3 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合
- 4 遭難通報及び緊急通報（医事通報に係るものを除く。）以外の通報を送信する場合
- 5 当該電波を発射しなければ無線設備の機器（警急自動電話装置を除く。）の試験又は調整ができない場合

A－10 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱をしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- 4 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A－11 次の記述は、遭難通信が終了したときの狭帯域直接印刷電信装置による一般通信の再開の通知について述べたものである。無線局運用規則（第89条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次の(1)から(8)までに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- (1) A 1回
- (2) B 1回
- (3) D E 1回
- (4) 自局の識別信号 C
- (5) 遭難通信の終了時刻 1回
- (6) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 1回
- (7) 遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号 1回
- (8) D 1回

	A	B	C	D
1	C Q	MAYDAY	3回	S I L E N C E F I N I
2	C Q	MAYDAY	1回	P R U D O N C E
3	MAYDAY	C Q	3回	P R U D O N C E
4	MAYDAY	C Q	1回	S I L E N C E F I N I

A－12 次の記述は、海上移動業務における各局あて緊急呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2及び第92条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を無線電話により呼び出そうとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- (1) A（又は「緊急」） 3回
- (2) 各局 3回以下
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下
- (5) どうぞ 1回
- ② 通信可能の範囲内にある各無線局に対し、無線電話により同時に緊急通報（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に、「 A 」又は「緊急」を3回送信して行うものとする。
- ③ 海上移動業務における緊急通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、 B 又は C を使用して行うものとする。

	A	B	C
1	パン パン	J 3 E 電波 2, 1 8 2 k H z	通常通信電波
2	パン パン	A 3 E 電波 2 7, 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	通常使用する呼出電波
3	セキュリテ	J 3 E 電波 2, 1 8 2 k H z	通常使用する呼出電波
4	セキュリテ	A 3 E 電波 2 7, 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	通常通信電波

A－13 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 船舶局にあっては、無線局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付けなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損したため免許状の再交付を申請しようとするときは、免許人の氏名、免許の番号及び理由を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともにその旨を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

A－14 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A B 受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する C を探知し及び D ために協力することを約束する。

A	B	C	D
1 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の下にある局	識別する
2 いずれから発せられたかを問わず	速やかにこれを	いずれの国の管轄の下にある局	電波の発射を禁止する
3 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の下にある局	識別する
4 その属する国の領域内で発せられた場合	速やかにこれを	自国の管轄の下にある局	電波の発射を禁止する
5 その属する国の領域内で発せられた場合	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の下にある局	識別する

A－15 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報は、地上無線通信に使用する周波数帯において、遭難呼出フォーマットを使用するデジタル選択呼出し（DSC）又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットをいう。
- 2 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な危険にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- 3 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信すべき非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 4 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信すべき重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 5 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。

B－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して ア において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、 イ とする。
- ③ 海岸局の免許の有効期間は、 ウ とする。
- ④ ③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において行わなければならない（注）。

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項に規定するものを除く。

- ⑤ 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、 エ を与える。
 - (1) 電波の型式及び周波数
 - (2) 識別信号
 - (3) オ
 - (4) 運用許容時間

- | | | | |
|-------------------------|--------------|------------|----------|
| 1 10年を超えない範囲内 | 2 5年を超えない範囲内 | 3 無期限 | 4 10年 |
| 5 3年 | 6 5年 | 7 無線局の予備免許 | 8 無線局の免許 |
| 9 実効 ^{ふく} 輻射電力 | 10 空中線電力 | | |

B－2 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の ア 、高調波の イ 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する ウ が、総務省令で定める限度を超えて他の エ の オ に支障を与えるものであってはならない。

- | | | | | |
|--------|---------|--------|-------|-------------|
| 1 誤差 | 2 偏差及び幅 | 3 電力等 | 4 強度等 | 5 電波又は高周波電流 |
| 6 誘導電流 | 7 電氣的設備 | 8 無線設備 | 9 機能 | 10 運用 |

B－3 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- イ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ウ 無線局の免許人は、無線局が外国において当該外国の主管庁による検査を受け、検査の結果について指示を受けたときは、総務省令で定める手続により、その事実及び措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。
- エ 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- オ 無線局の免許人は無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

B－4 次の記述は、遭難警報の送信並びに遭難呼出し及び遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第75条から第77条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 船舶が遭難した場合に船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して行う遭難警報は、電波法施行規則別図第1号1に定める次の構成のものを送信して行うものとする。この場合において、この送信は、 ア して行うものとする。

同期 符号	呼出しの種類 (注1)	自局の 識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド (注2)	終了 符号	誤り検定符号
----------	----------------	-------------	-------	-------	-------	----------------	----------	--------

注1 コード番号「112」であること。
2 引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

- ② 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を イ へ通報しなければならない。
- ③ ウ により遭難通報を送信しようとする場合には、次の(1)から(3)までに掲げる区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、(1)の警急信号を省略することができる。
- (1) 警急信号
- (2) 遭難呼出し
- (3) 遭難通報
- ④ 遭難呼出しは、 ウ により、次の(1)から(3)までに掲げる事項の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- (1) メーデー（又は「遭難」） 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出符号又は呼出名称 3回
- ⑤ 遭難呼出しは、特定の無線局に エ 。
- ⑥ 遭難呼出しを行った無線局は、できるだけ速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。
- ⑦ 遭難通報は、 ウ により次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- (1) 「メーデー」又は「遭難」
- (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、 オ 並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項

- | | | | |
|-------------|-----------------|--------------|--------------|
| 1 5回連続 | 2 10回連続 | 3 海上保安庁 | 4 捜索救助機関の海岸局 |
| 5 無線電話 | 6 狭帯域直接印刷電信 | 7 あてなければならない | 8 あててはならない |
| 9 遭難の種類及び状況 | 10 急迫な危険の内容及び状況 | | |

B－5 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難警報は、一般通信チャネルで絶対的優先順位をもって、若しくは地球から宇宙向けの衛星EPIRB用に留保した専用の遭難及び安全のための周波数のいずれかによって、衛星経由で送信され、又は無線電話呼出しのためMF、HF及びVHF帯において定められた遭難及び安全のための周波数で送信されなければならない。
- イ 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- ウ 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯におけるデジタル選択呼出しの使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- エ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる。
- オ デジタル選択呼出手順を行う機器を備えていない船舶局は、実効的な場合には周波数156.525MHz（VHFチャネル70）で、無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始しなければならない。